

消防設備業届出書の届出要領

1 届出の趣旨

消防機関があらかじめ消防設備業者の事務概要や所在、名称等を把握することにより、消防機関及び消防設備業者と相互の連携を保ち地域社会の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

2 届出要領

(1) 届出時期

届出時期は、事業の開始時の概ね10日前までに届出すること。

(2) 添付図書

取り扱う設備、器具の説明書、届出消防設備士（点検資格者）の免状の写し、消防用設備等の種類と検査機器一覧表（表（5）－1）

(3) 届出方法

[ちば電子申請システム](#)にて電子申請、又は、届出書を2部（正本及び副本をそれぞれ1部）届け出ること。郵送による届出については、「[郵送による届出等について](#)」を参照すること。

届出様式、記載例は、[千葉市消防局のホームページ](#)を参照すること。

(4) 届出先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば4階
千葉市消防局予防部指導課

<担当係>

建築第一係（中央区、緑区） Tel043-202-1668

建築第二係（花見川区、稲毛区、若葉区、美浜区） Tel043-202-1736

3 届出に係る留意事項

(1) 新しく事業を営もうとする場合には、新規に届け出ること。

(2) 届出済で、事業の内容等（届出者、営業所及び業務内容）に変更が生じた場合、変更の届出をすること。

(3) 市内に事業所等を2以上有する場合は、事業所等ごとにそれぞれ届出が必要である。

表（5）－1

検査・点検用の器具等		絶縁抵抗測定器	指示騒音計	回路計（テスター）	水圧計	圧力計	ピーゲージ	重量測定器	発泡倍率測定器	濃度測定器	メスシリンダー	ストップウォッチ	加熱・加煙試験器	メーターリレー試験器	煙感知器用感度試験器	減光フィルター	加ガス試験器	炎感知器用動作試験器	マノメーター等	接地抵抗測定器	漏洩電流試験器	インピーダンス測定器	点検ハンマー	トルクレンチ
消防用設備等の種類																								
第一類	屋内消火栓設備	○		○	○		○													○				
	スプリンクラー設備	○		○	○							○								○				
	水噴霧消火設備	○		○	○							○								○				
	屋外消火栓設備	○		○	○		○													○				
第二類	泡消火設備			○	○				○	○	○	○									○			
第三類	不活性ガス消火設備	○		○		○		○				○									○			
	ハロゲン化物消火設備	○		○		○		○				○									○			
	粉末消火設備	○		○		○		○				○									○			
第四類	自動火災報知設備	○	○	○								○	○	○	○	○		○	○					
	ガス漏れ火災警報設備	○	○	○								○					○							
	消防機関へ通報する火災報知設備	○		○																				
第五類	金属製避難はしご																						○	
	救助袋																						○	○
	緩降機																						○	○
第六類	消火器							○				○												
第七類	漏電火災警報器	○		○																	○	○		
その他	動力消防ポンプ設備				○		○																	
	非常警報設備	非常ベル	○	○	○							○												
		自動式サイレン	○	○	○							○												
		放送設備	○	○	○							○										○		
	すべり台、避難橋等																						○	
	誘導灯		○		○																			
	連結散水設備					○																		
	連結送水管					○		○																
	非常コンセント設備		○		○																○			
	無線通信補助設備		○		○																			